

○ 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和 2 年 3 月 2 3 日
条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項及び第 2 0 4 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、同法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の給与及び費用弁償に関しては、太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第 2 7 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。